

佐賀県有明海区漁業調整委員会

告示第一号

松浦海区漁業調整委員会

佐賀県有明海区漁業調整
海区漁業調整委員会事務局設置規程（昭和五十二年
松浦海区漁業調整委員会

委員会

告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年八月十四日

佐賀県有明海区漁業調整委員会

会長 川 崎 守

松浦海区漁業調整委員会

会長 川 寄 和 正

第二条第一項中「、副事務局長、主査及び主事を置き、それぞれ書記をもつて充てる」を「及び副事務局長を置く」に改め、同条第五項中「主事」の下に「及び技師」を加え、同項を同条第九項とし、同条第四項中「主査」の下に「及び副主査」を加え、「事務局の」を削り、同項を同条第八項とし、同項の前に次の二項を加える。

6 主幹は、上司の命を受けて、事務局の事務の一部を整理する。

7 係長は、上司の命を受けて、事務局の事務の一部を処理する。

第二条中第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 前項に定めるもののほか、事務局に次の職を置くことができる。

主幹

係長

主査

副主査

主事

技師

3 前二項に掲げる職は、書記をもつて充てる。

第三条第一項第三号中「出産補助休暇」の下に「、配偶者出産時育児休暇」を加え、「証人」を「裁判員、証人」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。